

会 議 録

| | | | | |
|--|---|------------------------|----|-------|
| 公開・非公開 の別 | 【開催日】平成 25 年 8 月 1 日（木） 【時 間】10 時 00 分～11 時 30 分 | 【傍聴人数】5 【傍聴室】 | | |
| 公開 | 【場 所】岸和田市役所 職員会館 2 階大会議室 | 岸和田市役所 職員会館 2 階大会議室 | | |
| 【名称】平成 25 年度第 3 回岸和田市指定管理者審査委員会 | | | | |
| 【出席者】 | | | | |
| ○は出席、■は欠席 | | | | |
| 中川 | 山本（宏） | 相川 | 池内 | 山本（政） |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 《説明員》産業振興部：小山部長 観光課：西村課長、中浜担当主幹 | | | | |
| 《事務局》企画調整部：西川部長 行政改革課：春木課長、池内担当主幹、藤原 | | | | |
| 【議題等】 | | | | |
| 1. 平成 24 年度分指定管理者制度モニタリングの検証 | | | | |
| （1）施設所管課ヒアリングの対象とした施設について | | | | |
| （2）施設所管課ヒアリングを実施しない施設の所見の取扱いについて | | | | |
| 2. 施設所管課ヒアリング | | | | |
| （1）「五風荘」について | | | | |
| 【会議録概要】 | | | | |
| ●委員全員の出席により、委員会は成立。 | | | | |
| ——次第 1. 平成 24 年度分指定管理者制度モニタリングの検証—— | | | | |
| （1）施設所管課ヒアリングの対象とした施設について | | | | |
| 委員：岸和田市モニタリング指針によれば、本委員会の役割は、指定管理者や市の施設所管課が実施したモニタリングについて検証することであり、また、指針では必要があると認める場合にはヒアリングや現地調査ができることとなっている。前回の委員会では、全ての施設を検証することとしたが、その方法については重要度でランク付けするなどの工夫が必要との意見があった。岸和田市では、指定管理者制度を導入している施設が、大きく分類して 20 施設あり、必要と認める場合は、全施設について施設所管課のヒアリングを実施することも可能だが、時間的な制約もあるため、私としては、ヒアリングを行って個々に検証する施設とヒアリングを行わずに書類のみでまとめて審査する施設に区分して審議することが妥当と判断した。この件について、異議はないか。 | | | | |
| ——異議なし—— | | | | |

委員：諮りたいのだが、運用 1 年未満の施設や指定管理者が交代して 1 年未満の施設は、まだ運用の過渡期にあり、委員会としては 1 年以上同一の指定管理者で運営され、運営がある程度安定している施設についてヒアリングを行う方がより効果的と考える。については、平成 24 年度の年度途中から運用を行った施設並びに年度途中で指定管理者の変更などが行われた施設については、今回はヒアリングの対象とはせず、それらの施設のうち、多くの委員がヒアリングの必要性を認めている施設については、次年度に優先してヒアリングするというのでいかがか。

——異議なし——

委員：次に、今回ヒアリングの対象とした施設について、事前に事務局から送付された資料を各委員において確認していただき、総合的に判断した結果、次の 4 施設をヒアリングの対象とすることとする。

まず、浪切ホールと市営旧港地区立体駐車場。

浪切ホールについては、4 名の委員がヒアリングの必要性を認め、利用者の減少を危惧する所見があった。また、市営旧港地区立体駐車場は浪切ホールと非常に密接な関係にありますので、まとめてヒアリングをしたい。

次に、五風荘。

本施設は過去に労務管理を巡って、新聞に報道された印象が強く、5 人の委員全員がヒアリングの必要性を認めている。

最後に、市営自転車等駐車場。

岸和田駅周辺等の施設は 3 名の委員が、春木駅周辺等の施設については 2 名の委員がヒアリングの必要性を認めている。同一の指定管理者が運営しているので、岸和田駅周辺等の施設と春木駅周辺等の施設を一括でヒアリングの対象としたい。他にも、3 名の委員がヒアリングの必要性を認めた施設もあるが、これらは次年度以降に必要なに応じてヒアリング等を行いたい。これら施設についてヒアリングすることについて異議はないか。

——異議なし——

委員：次第の 1 番の (2)「ヒアリングを実施しない施設の所見の取扱いについて」、やはり、時間的制約等もあるので、各委員で事前に確認した内容を、本日の資料として提示している。補足説明あるいは意見交換していただき、その結果をまとめて、事務局を通じて、各施設所管課に伝えるというものでいかがか。

——異議なし——

委員：それでは、先にヒアリングを実施しない施設の所見について、委員の発言をお願いします。

委員：自泉会館について。会計的な内容。入場料収入をも含めた決算報告をしてもらうべきではないか。産業会館について、人件費が 5,304 千円とある。例えば、まちづくりの館であれば、1,212 千円だ。まちづくりの館と比較すると人件費で 4 倍から 5 倍ほどの違いがあるが、人件費の内容をもう少し詳しく見てもらいたい。高齢者ふれあいセンター朝陽について、指定管理の部門とその他の部門とで経理区分を行っているが、恣意的に最終収支

を合わせるとということもないとはいえない。通常運営費を按分するのであれば、人件費などで按分するものだが、高齢者ふれあいセンター朝陽については、指定管理の部分で負担が大きかったのかと思われる。そのあたりの基準や透明性を明らかにしていただきたい。だんじり会館について、支出面で人件費が多いが、人件費以外に人件費相当で5%が加算されているが、具体的にどのような項目で支出しているのか不明だ。請求する場合は、消費税相当額で人件費の5%分を請求するというのはわかるが、支出の部分に5%加算がある。人件費には消費税が課せられないので、これは、一体どのような形で誰に支出しているのかという点を確認していただきたい。岸和田城も同様だ。同じ管理者なので、同様の経理処理となっているのだと思う。二の丸広場観光交流センターについては、本部管理経費を計上しているが、その算定基準や透明性を確認していただきたい。その数字が合理的なものであるなら構わない。児童遊園や総合体育館では、委託費が重要。児童遊園では、10,880千円、総合体育館では、51,868千円とのことで、大変重要だ。委託先の選定方法について透明性の確保が為されているかを確認していただきたい。できるだけ具体的に記載していただくということが肝要だ。

委員：例えば、五風荘の件で労務管理の問題が出たが、現在のモニタリングチェックシートには、法令遵守や安定的な運営が可能な人的能力などの項目はあるが、労務管理の問題をチェックする項目がないように思う。なので、がんこの労務管理問題もチェックできなかったのではないか。例えば、浪切ホールや、観光交流センター、やすらぎ荘などでは多くの従業員がかかわっているが、そのような施設でこそ今後も労務管理の問題が発生する可能性が高いので、チェック項目に労務管理に関するものを加えていただきたい。

委員：全般的には、チェック項目について、適切な管理が為されているか否かや、法令遵守の状況など、抽象的基準があるが、具体的な項目が少ないように思う。細目的な基準を設ける必要があるのではないか。それから、指定管理者制度の設置目的からすると、例えば、サービス向上や行政コスト削減、地域振興などの観点からすれば、文化的事業となると、市民に対する広報については不十分ではないかと感じる。だんじり会館や岸和田城については、今後の集客についての計画を明確にする必要があるのではないか。五風荘の労務管理の問題ややすらぎ荘については、河川の水質汚濁や環境の問題について現状がどうなのかという点、心技館についても、コンプライアンスに関する項目で3点となっているが、このあたりの具体的な内容を知りたい。

委員：全般的印象として、4点が多すぎる。何も考えずに4点としたのではないかと疑いたくなるようなものもある。5点にするには抵抗があるとのことで4点にしたということもあるのだろうが、例えば、「実施された事業内容は、事業計画どおりに実施できたか」という項目に4点とすると、計画の80%から95%程度しかできていないということになる。そうすると、20%程度できていないという評価となるので疑問だ。したがって、4点とする場合、どうしてそれを4点としたのか、どうすれば5点に近づくのかという点を、きちんと分析し、それを基に指定管理者と対話ができるようにしてもらいたい。個別のこととし

ては、産業会館では、利用料減免対象はどのような規定に基づくものかと質問したが、減免の対象の可否について、利用者に対してもう少し分かり易さが必要だ。それから、商工会議所が指定管理者で、いわゆる公益法人ではないので構わないのだが、例えば、最近の公益法人認定の場合、行政の言うとおりにやっているというだけでは、自主性自立性の点ではマイナスポイントとなるので、そのあたり独自性の発揮できるような規定を設けても良いのではないかと感じた。福祉総合センターでは、事業報告が指定管理部門とその他の部門を一括しているため、非常に分かり難いものとなっている。また、特に講座の利用者が固定化していないか気になるので、その内容や充足度、あるいは講演の効果までも施設所管課で指定管理者に対してヒアリングしてもらいたい。高齢者ふれあいセンター朝陽については、これがどんな事業を実施しているのかがほとんど分からない。週一回の体操講座や月一回のふれあい教室だけだと読み取ったが、それにしても、どうしてこれほどの消耗品や印刷製本費、通信運搬費がかかっているか。同じ社会福祉協議会が管理する福祉総合センターの事業規模から考えても、これほどはかからないのではないかと疑念を持った。きちんと指定管理事業ごとに個票を作成してもらえれば把握できると思う。書類の書き方自体を改めてもらう必要がある。だんじり会館について、どのような仕様書となっているのか不明だが、振興費がある。他のイベントに交付金を支払っている。この形となったそもそもの目的、仕様書にあるのか否か。観光振興協会本体からこのように負担金を支出するというのは理解できるが、指定管理業務に入っていることについては理解できない。仕様書の確認と関係の整理をお願いしたい。やすらぎ荘については、コンプライアンス等々チェックをお願いしたい。観光交流センターについて、今回はまだ年度途中ということでヒアリングを見送るとのことだが、4名の委員が問題だと感じているということを重く受け止めてもらいたい。かなり特異な公募を実施、つまり中身も設備も、配置までも提案してもらおうという、ある意味無責任な公募だ。工事中に見学した際の仕様書というか設計図と今の設計図では変更されているように見受けられる。その変更がきちんと合意に基づいたものなのかどうか確認してもらいたい。問題が多い施設のように感じる。市営自転車等駐車場については、苦情対応について3点だが、どのような苦情があったのか。特にこのような駐輪場のような施設ではどの自治体でもトラブルになりやすいのだが、あまりに苦情が続くようなら、施設所管課も加わって何らかの研修等、一緒になって考えてあげてもらいたい。心技館については、位置づけが良くわからない。書類を見る限りでは、随分閉鎖的な施設だという印象だ。指定管理者自身、役員も全て所属の部の関係者だ。外部の声が全く入らない、外部チェックが全く入らない団体だと見受けられた。また、利用者を限定している印象を受けたが、外に向かって開いているのかどうか、非公募で指定管理者を選定しているが、そもそも外に向かって開くことを前提とした仕様のもとで指定管理をさせているのかどうか、施設所管課できちんと施設の意義を詰めてもらいたい。

委員：今各委員が指摘した内容は、「平成24年度指定管理者制度導入施設モニタリング検討シート」の「意見・助言記入欄」に記載のあるものと、今この場で出されたものが混在して

いた。そのあたり、事務局で整理のうえ、施設所管課に伝えてもらいたい。質問については、後日回答をいただくようにしてもらいたい。

委員：観光交流センターについては、私も気になる。当初、3割ほど地域物産の展示販売スペースとなっていたように思う。そのあたりの変更点をペーパーにまとめてもらいたい。選定段階での現場視察しかしていないので、その後の経緯を委員会としてペーパーとしていただきたい。過ぎてしまえば、各年度の内容のチェックとなるので、やはり当初の選定時での問題であろうと思う。

委員：当時関わった委員は、現場視察も行ったが、途中で変更された印象だ。

委員：工事進行中に市の建築に詳しい部署が関与して、確認する必要があるのではないか。

委員：法令遵守の項目について、五風荘ややすらぎ荘にも言えるが、もう少し細かく問いただす必要がある。

委員：一般的な項目では確認できない。

委員：公募の際に、労務管理についての書類等を提出させる必要があるのではないか。

委員：基本的に、公募の際の内容と評価の際のものは同じでないといけない。

委員：それが、抜け落ちたまま進んでいるから問題につながる。その点についてのチェック項目があってしかるべきだと感じた。

委員：4点としたい気持ちも分かる。「事業内容が事業計画どおりに進められたか」という点で4点とすると、あとの2割はできていないということになるので、その理由はきちんと説明される必要があると思う。また、「協定書に従い、開館日や開館時間を厳守しているか」という項目について、どうしてみんな4点なのか。厳守していれば5点ではないか。

事務局：補助シートの配点について、基準が具体的なものもあるが、ほとんどが抽象的なものだ。おおむね、指定管理の業務を実行してもらっていれば4点とし、自主事業など集客面等で、さまざまにすぐれたものとなっていれば5点とするように施設所管課に伝えている。

委員：総合計点数を180点と統一しているが、全ての配点が5点満点とする必要はないのではないか。やっているかやっていないかでは、1点か0点など。客観評価に近づけるべきだ。配点を変えても良いと思う。指定管理者の選定の際の配点を参考にしようか。

委員：若干の違反はあるもののそこそこやっているということで4点とされたら困る。

委員：ある市では、毎年のように配点を変えている。試行錯誤しつつ工夫している。例えば、コンプライアンス関係だと、一つだけではなく、項目が4つか5つある。障害者雇用率達成かどうかといったものや、達成していなくても販促の動きがあるなら3点中2点や、障害者雇用、女性の雇用、高齢者の雇用など、いろいろな項目がある。さらに、仮に達成されなくても点数は採ることができるようになっている。極力、主観評価を排除するものだ。

委員：チェック項目がやや大雑把に過ぎるように思う。募集の際の基準でも同じように感じた。

委員：一度方式を作ったらそれを守り続けるという制度ではなく、積極的に加工修正を加えて毎年変わっていてもおかしくない制度なのだと思う。

委員：客観評価と主観評価を区分すると、主観評価のものが多。できるだけ客観評価をすべき

だ。例えば、コンプライアンス委員会なら、何回開催すれば何点というようなものだ。客観、主観の分類を行っても良いのではないか。できるだけ客観評価を目指すために、各施設で内容が異なると思うので、試行錯誤しつつ細分化し、具体化していくことも必要だと思う。

委員：現状では、20施設全てで同じ項目か。

委員：そうだが、本来的には差異があっても良いものだ。

委員：先ほど例示した市では、施設ごとにすべて項目が異なっている。

委員：そのような事例を参考にすることはできないのか。

委員：構わないが、先ほどの市では、要綱などに出ている項目はクレームのことについてのみで、その他の詳細な項目については公開情報ではないので、表には出さないとのことだった。それでは、次第の2番、「ヒアリング対象施設（1）」について、委員同士での議論と、必要に応じて、施設所管課に質問をしながら、モニタリングについて検証をしたいと思えます。本日は五風荘について検証いたします。岸和田市指定管理者審査委員会規則第7条の規定に基づき、対象施設の所管課の出席を求めています。入室してください。

——観光課入室——

委員：収支決算書について、基本的に売り上げが4億円以上あるわりに、やや大雑把ではないか。もう少し詳細に記載してもらいたい。例えば「他の固定費」や「他の変動費」について、その内訳を記載するなどしてもらいたい。10程度の項目があってもいいのではないか。うがった見方をすれば、決算が間に合わず、速報的な数値を出してきているのかと見られても仕方ない。それから、本部費で29,190千円ほどあるが、恐らく本部のノウハウ料や本部の人の人件費などで、それは仕方ないと思うが、その算定基準はきちんとしているかどうか、年度により、変わっていないかなどを確認してもらいたい。

説明員：収支決算書について、項目が少ない点について確認したところ、まず「他の固定費」については、営業外費用や衛生費、器具備品、公租公課などだと聞いている。「他の変動費」については、販売促進費、修繕費、消耗品費、研修費、旅費交通費、会議費、支払手数料、通信費等だとのこと。「本部費」については、会社全体にかかる経費を算定し、その分を各支店に負担させているもので、売上の7%を本部費として計上しているとのことだ。

委員：事前に質問していたことを受けて確認したのか。

説明員：今年の3月に市の監査にも該当していたことから、その際の資料などですでに項目は確認していた。

委員：今後は、今挙げていただいたような、もう少し詳しいものをベースで収支決算書を作成してもらいたい。会計監査は、実際に先方に足を運び、書類確認などを実施しているのか。

説明員：例年2月に指定管理者側で実施していると聞いている。その監査に市は加わっていない。

委員：誰が監査を実施しているのか。

説明員：監査法人に委託していると聞いている。

委員：資料は、監査法人から入手したのか。

説明員：市の監査は3月に実施しており、契約状況など諸々の書類提示があったので、その際に確認をした。

委員：納付金は何%か。

説明員：年度当初、年度協定書を締結し、平成24年度については、売上の3%だ。

委員：年度によって異なるのか。

説明員：平成23年以前は1%だったが、平成24年から3%だ。

委員：新聞報道にもあった残業代未払いについて、平成23年中に労働基準監督署が入り、昨年5月に書類送検されている。未払い額が5億円だとのことだったが、この5億円は岸和田店だけのものではないのか。

説明員：他のお店のものも含めた額だ。

委員：過去このような問題が浮上したが、モニタリングチェックシートでは、その後の是正がどのようにされたのかといった点がわからない。改竄などもあり、悪質だったように報道されている。どのようにチェックしたのか。

説明員：平成24年の10月30日付けで、大阪地検で不起訴処分となったと報告を受けている。未払い金については、パートやアルバイト、退職者も含めた全従業員に対して支払いが全て完了しているとのことだ。再発防止が不可欠となるが、出退勤時における正確な勤怠打刻の徹底を図るため、常に人事部でチェックしているとのことだ。特に勤怠の修正については、社内での変更はできず、社外の社労士事務所で変更を行うということにして、改竄のできない体制を取っているとのことだ。さらには、適正な割増賃金の支払いや、勤務時間短縮のため、人員補充をしたり、設備投資をしたりし、従業員の負担を軽減している。また、社内会議などを頻繁に開催し、不祥事のないよう周知しているとのことだ。コンプライアンスについて、労使で定期的な会議開催を実施し、コンプライアンス意識の強化を図っている。また、市と指定管理者とも、昨年5月にコンプライアンス連絡会議を設置し、定期的に来庁してもらい、現状についての情報交換を行っている。

委員：社内会議をいつ開催したかなどまで確認しているのか。

説明員：開催日までは把握していないが、市との会議の際に、少し前では、残業代未払いの件で、未払い分の支払状況の確認や、あるいは、現在では、経営状況や経営上での問題点などについて情報交換を行っている。

委員：現在岸和田店では何名の従業員がいるのか。

説明員：今日の手持ち資料にはないので確認しておく。

委員：改善策として市とのコンプライアンス連絡会議を行っているとのことだが、頻度は。

説明員：通常は2ヵ月に一度は開催している。

委員：食の安全について、市はどのようなチェックを行うのか。

説明員：指定管理者側でアンケートを実施しており、そこに様々な意見が寄せられている。市もそれら意見を分析し、必要な対策を講じることとしている。

委員：基本的には報告を受けることになるのか。

説明員：食の安全に関して、指定管理者は岸和田店以外の店のものもすべて一括で管理しており、岸和田店のみで確認は行っていない。

委員：市で独自のチェックは行っていないということか。

説明員：送られてくる食材に関しては行っていない。

委員：クレームについてはどのような状況か。

説明員：クレームや要望については、指定管理者から報告を受けている。

委員：具体的な内容はどのようなものか。

説明員：例えば、料理内容についてのものが多い。逆に、評価の高いものもある。

委員：施設面でのクレームはあるか。

説明員：施設に関するものであれば、手入れの行き届いた庭園もあることから評価の高いものが多い。

委員：従業員のサービスなどについてのクレームはあるか。

説明員：あまりないと聞いている。

委員：クレームについて、該当するモニタリング項目では5点となっているが、蓄積状況の確認や改善のための取組み事例があるので5点としたのだと思うが、具体的にどのように改善しているのか。

説明員：特に大きな問題となるようなクレームはさほど聞いていないが、現状では高評価、低評価それぞれを踏まえて、指定管理者に対して対応している。

委員：クレームが0だから良いというものではないと考えている。そういうことではなく、クレームに対してどのように指定管理者が改善していったのかということは確認しているのか。

説明員：大きなクレームについては、市に報告があるので、その後の確認を市も行うが、指定管理者側で処理できるものについては、指定管理者側から直接対応してもらっている。

委員：指定管理者のガバナンスや改善に対する十分な取組み、風通しといったことを尋ねたい。社内にクレームに対する取組みがシステムとして組み込まれているのであれば、再発防止には極めて効果的だと思うが、そのあたりが出来ていないように思う。改善のための取組みを組織的に為されているかどうかだ。

説明員：承知した。また連絡会議が予定されているので、いただいた意見を持ち帰り、指定管理者にも伝える。

委員：コンプライアンス連絡会議について、現地を訪問して開催した方が、雰囲気などいろいろなものを感じ取れるのではないかと思う。それから、事業計画書の管理運営方針の部分で、「飲食店運営のみならず幅広い活動、企画を通じて五風荘の保存・活用をはかる」とあるが、具体的にはどのようなものがあるのか。サービス水準でS評価を市は行っている。

説明員：五風荘という施設の意味合いから、文化的歴史的施設の活用についても認識しているということだ。例えば、五風荘の中で、節句ごとのイベントや、琴や尺八の演奏会開催、写真展などを自主事業として実施している。

委員：補助シートの履行確認で、「実施された事業内容は、事業計画のとおり実施できたか」とのところで4点としているが、計画の80%から95%程度実施との目安だが、残りの5%については、何が不足していたと考えているか。

説明員：定例的なイベントだけではなく、例えば庭園をもう少し活用したイベントをできないかと考えている。

委員：サービス水準の確認で、平等な利用促進の部分で5点としているが、具体的に、例えばバリアフリーを良くやっているなど評価すべきだ。

説明員：バリアフリーもそうだが、社会的弱者に対する対応について研修等を実施していると聞いている。

委員：バリアフリーになっているのか。

説明員：入り口部分はやや段差はあるが、そこでは従業員が対応している。

委員：「苦情対応の報告書は提出されたか」との項目で4点としている。しかし、一方で「苦情等に対して、内容を蓄積し、改善に取り組んでいるか」については5点としている。後者は指定管理者側の内容である、一方、前者は施設所管課側の内容だがこれは4点だ。この差はどのようなものか。

説明員：報告書という書面で提出を必ずしも受けているわけではなく、連絡会議での口頭確認が行われることもある。その点で4点とした。

委員：再委託の項目、それぞれ、「再委託の事実はない」で4点、もう一つは、「市の承諾を得たうえで適切に実施している」で4点との目安だが、5点満点でどうして4点としているのか。

事務局：5点満点ではあるが、概ね計画どおりや協定どおりであると認められる場合は4点、計画以上、予想以上の対応だと認められる場合は5点とする目安としている。ご指摘の項目については、履行したかしなかったかの2択とすることで、履行して当然の項目でもあるので、履行していれば4点、していないのであれば、1点としている。

委員：収支決算書のことについては、再提出を求めるか。

委員：収支決算書については、もう少し詳しいものを今後出してもらってほしい。

説明員：去る6月議会でも、指定管理者の報告書について指摘をされており、観光課所管の指定管理者制度導入施設のうち、民間企業が指定管理者となっているいよやかな郷・観光交流センター・五風荘については、項目が粗いとのことなので、より詳しいものを出す方向で進めていく。

委員：当然会計監査を受けているので、詳しいものは指定管理者側にはあると思う。会計監査について、社外の社労士に委託しているとのことだが、何かあればできるだけ外部に意見を聞けるものがあると良い。コンプライアンスについて、モニタリングシートの改善を試行錯誤する中で、施設所管課から加えるべき項目があれば提案してもらえればと思う。感想となるが、法令遵守について、当然に法令は守られるべきものだが、施設利用者に直接影響するようなものと、残業代未払い問題等従業員との問題では、指定管理の審査からすれ

ば、やや性格が異なるのではないかとも思える。当委員会としては利用者に影響が及ぶような問題の方が、より重要性があるのではないか。

委員：適正な人員体制などは、従業員のことであれ、利用者にも直接影響があるのではないかと思う。例えば危機管理の際、適切にシフトが組まれているかといった点では、内部の配置と利用者に対することが関係すると思う。ただ、指定管理に手を挙げる時点で、企業として労務管理については遵守されていて当然だと思うので、正直言って、そんなことまで見ないといけないのかとの思いもある。

委員：監査結果の中で、「基本協定書では、事前に市の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないことになっているが、事前に書面による承諾がなされていなかった」との指摘を受けているにもかかわらず、モニタリングでは、当該項目が4点となっているが、これはどういうことか。

説明員：3月の監査は、平成23年度分のものだ。

委員：平成23年度の監査結果を受けて、平成24年度には改善がなされた。

委員：それでは、このあたりで議論を終了させていただきます。施設所管課は、本日の議論の内容や、出された意見、助言を踏まえて、今後もより一層の適正な指定管理者制度運用に努められたい。特に、報告書や決算書類については、所管課には詳しいものが出されているのかもしれないが、モニタリングや評価を行うとなると、委員会としてもあまりあっさりし過ぎたものだときちんと確認しているのかとの疑念を抱いてしまいかねない。では、委員会の意見、助言は事務局で整理して取りまとめるようお願いする。この件については以上。

——観光課退出——

委員：残った時間で、二の丸広場観光交流センターに関して意見交換をしたいが構わないか。委員会としてどのような考えだったのかということを確認したい。

——異議なし——

事務局：委員の意見交換であれば、公開のままとするのか、あるいは、非公開とするか、公開に関する条例で非公開なら、委員長の判断と委員の合意が必要となる。

委員：公開で構わない。

委員：では、公開のままとする。次第にはないが、二の丸広場観光交流センターに関して、新聞報道等も為された経緯もあるので、意見交換を行う。前委員会（附属機関ではない）において、選定を行ったが、その際は、工事現場の視察も実施し、意見も述べてきた。当時、その後レストラン部分について、どのような調整が行われたかはわからない。

委員：現場見学の際に設計図があったが、面積的に3割程度が、市の物産関係のスペースだったと記憶している。設計変更などをどこがチェックしていたのかといった事実関係をまず確認すべきではないか。当時の審査委員会では、2社競合だったかと思うが、提案に基づき選定したが、その後の動きについては把握していない。

委員：この点は、あわてることなくじっくりと当時の会議録や施設設置時の資料などを収集し、

実際にヒアリングを実施する際に活用すれば良い。確認したいのは、面積の割合について、委員会として、全面レストランとはなってしまうかとの意見が出された記憶がある。

委員：選定の際の意見だ。

委員：観光交流センターという性格の中で、観光客に対する案内施設のはずが、レストランと勘違いされないかとの指摘だったと記憶している。当時の委員会としては、レストランを全面としてよいとは言った覚えはないので、選定時のことに批判があるなら、不服だ。集客施設という点では良いことだと話した。レストランが呼び物となり来客が増えることについては評価した。しかし、庇を貸して母屋を乗っ取るということにならないような整理が必要だ。面積についてきちんと確認したはずだ。

委員：施設の設定目的と施設の内容を前提に審査した中で、後日施設の内容が変わることについて委員会に連絡がないというのは問題だ。

委員：設置目的や内容も曖昧な部分があった。仕様書に書かれているかどうか危惧する。レイアウトや器具なども全て提案させるとのことだった。途中で、仮に行政だったらいくらかの経費となるのかせめて積算してからにすべきではないかと指摘した。どこまで指定管理者側にフリーハンドの余地が残されていたのか確認しないとわからない。記憶の範囲を超えないが、設計段階でスペースの何割かということもあったり、トイレは必ず外からアクセスできたり、あるいは、テラスはオープンスペースだったはずで、壁で仕切られず、自由に入りができるという認識だった。それが、すべて中を通過しないといけないということについては驚いている。

委員：以上の意見交換を踏まえて、次年度以降にヒアリングを行いたい。

委員：納付金について、観光交流センターはないが、五風荘はある。この違いは何か。

委員：そもそも、情報発信と休憩所というコンセプトだった。

委員：軽食を提供する程度の発想だったはずだ。レストランが主ではなかったはずだ。

事務局：納付金について、詳しくは施設所管課に確認する必要があるが、建設に際しての補助金の活用との関係があると聞いている。

委員：承知した。次年度に向けた相互認識を共有した。

委員：設計変更については苦しい。

委員：当委員会としては了知していないことだ。それでは、続いて、次第の3番「今後のスケジュール」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：8月12日月曜日の午前10時から正午までで、第4回指定管理者審査委員会を予定している。この日も、本日と同様に、ヒアリング対象施設所管課の出席のうえ、市が実施したモニタリングについての検証を行っていただく予定だ。

委員：次回のヒアリング施設にいて、追加資料等があれば事前に送付するように。これで平成25年度第3回指定管理者審査委員会を閉会する。

以上